

鎌倉市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第5項及び同条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和4年(2022年)10月6日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 岡田 和則

令和4年度 監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団
- (2) 担当部局
共生共創部文化課

3 監査の結果

おおむね良好に執行されていることを確認した。

4 監査の意見

公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）を取り巻く経営環境は年々厳しくなり、令和3年度には基本財産の一部を取り崩すに至った。

市と財団は、これまで経営改善のための協議を行ってきたとしているが、鎌倉の芸術文化の向上及びその振興を図るためには何をすべきか、お互いに胸襟を開き具体的な方策について積極的かつ建設的な議論を行ってほしい。

市は、財団の経営改善のための自助努力を奨励する一方、基本財産の一部を減額せざるを得ない経営状況に陥っていることを重く受け止め、出資者としての立場から財団の運営に対して必要な支援と協力を惜しむべきではないと考える。

市と財団は今一度、財団の設立当時の双方の熱量を思い起こし、相互に厚い信頼関係を築き、強い連携を図っていくことを強く望むものである。

5 監査の実施方法

- (1) 監査の根拠
地方自治法第199条第5項及び第7項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。
- (2) 監査の実施期間
令和4年（2022年）4月7日から令和4年（2022年）9月30日まで。
- (3) 監査の範囲
 - ア 出資に係る事務
 - イ 対象団体の令和3年度の鎌倉文学館及び鎌倉市鏑木清方記念美術館の指定管理に係る事務及び出納
 - ウ 担当部局の令和3年度の鎌倉文学館及び鎌倉市鏑木清方記念美術館の指定管理に係る事務並びに指定管理者に対する指導・監督業務

(4) 監査の主な着眼点

- ア 対象団体については、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。市については出資者としての権利行使が適切に行われているか、また、出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- イ 対象団体は、公の施設の管理に係る事務及び出納を関係法令等に則り、適正かつ正確に執行しているか。
- ウ 担当部局は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し適切な指導・監督を行っているか。
- エ 担当部局は、管理に関する経費の算定、支出の方法及び手続等を適正かつ正確に執行しているか。

(5) 監査の実施内容

監査に当たっては、事務が適正に執行されているか否かについて関係者から説明を聴取するとともに、関係書類の調査及び現地調査を行った。